

重伝建地区選定に向けた進捗状況 と 保存活用計画について

1 重伝建選定に向けた進捗状況について

須坂市では、かねてより進めております重要伝統的建造物群保存地区(以下、重伝建地区)の選定に向けて、2023年9月28日に伝統的建造物群保存地区(以下、伝建地区)である「須坂市須坂伝統的建造物群保存地区」(以下、保存地区)を都市計画決定し、また、同10月31日には「須坂市須坂伝統的建造物群保存地区保存活用計画」(以下、保存活用計画)を告示するなど、重伝建地区選定に向けた手続きを進めてきました。

重伝建地区選定は、伝建地区のうち国にとって特に価値が高いとされる地区を、市町村の申出に基づき、文部科学大臣が重伝建地区として選定します。そのため、保存地区を重伝建地区として選定いただくため、文部科学大臣あてに選定の申出書を提出しました。今後、重伝建地区選定の答申及び告示がなされると、伝建制度を活用したまちづくりを進めていき、伝統的建造物や町並みの保存・活用を推進していくこととなります。

2 保存活用計画について

伝建制度では、修理事業や修景事業などを実施し、伝統的建造物や町並みの保存・活用を推進します。制度推進の指針として保存活用計画を定めており、建造物の新築や増改築などを行う際には、保存地区の特性を理解し、基準に適合させる必要があります。

(1) 保存地区の概要について

保存地区は、谷街道、大笹街道、山田道の交点である「中町の辻」(現在の中町交差点)を中心に、十字の街道に沿って町が形成されています。近世由来の在郷町の性格を継承しつつ、近代以降の製糸業の発展過程を示す地割は、十字の街道とともに現在までその形状がよく維持されています。

町並みは、明治期以降の製糸業の発展とともに普及した土蔵造の店舗などによる街道沿いの町並みと、製糸業による町の発展を支えた労働者や職人などの人口増加に伴い建てられた、長屋や小規模な住宅が数多くのこる街道に面さない町並みで構成されます。街道沿いの町並みは、主に瓦屋根に土壁の大壁造とする重厚な土蔵造の店舗等が建ち並び、製糸業で発展した当時の華やかさを物語っています。また、街道に面する建築物には脇門が設けられ、土蔵造の建築物と門が連続する様子は須坂の町並みの特徴です。街道に面さない町並みは、長屋や小規模住宅が高密に建ち並び、また、土蔵や製糸業に関する付属屋が建つなど、当時の製糸業の発展を支えた人々の生活や文化を継承するうえで保存すべき魅力的な町並みとなっています。



(2) 現状変更行為の基準について

保存地区内で現状変更行為（新築や増改築、外観を変更する模様替え、除却など）を行う場合には、事前に申請し、許可を受ける必要があります。伝統的な町並みの保存や歴史的風致の維持・向上のため、ご理解・ご協力をお願いします。

【修理基準・修景基準・許可基準の抜粋】

	修理基準	修景基準 (十字の街道に面するもの)	許可基準
地割	・歴史的な地割を継承した現状の間口を維持すること。	・歴史的な地割を継承した現状の間口を維持すること。	・歴史的な地割を継承した現状の間口を大きく改変しないこと。
配置	・履歴等を調査の上、その歴史的特性に従い、現状維持もしくはは然るべき旧状への復原とする。	・街道に面して建て、軒先もしくは下屋は道路から後退させない。 ・主となる建築物に脇門を設けるなど、周囲の伝統的建造物に準ずる配置とする。	・道路に面して建て、軒先もしくは下屋は道路から後退させない。 ・主となる建築物に脇門を設けるなど、周囲の伝統的建造物に調和する配置とする。
屋根	・痕跡等を調査の上、外観およびその歴史的特性を維持するため、現状維持もしくはは然るべき旧状への復原とする。	・切妻造を基本とする。 ・瓦葺きとする。 ・灰色もしくは黒色系統とする。	・切妻造など、周囲の伝統的建造物に調和する形式とする。 ・瓦葺きもしくは金属板葺きとする。 ・灰色もしくは黒色系統とする。
外壁		・大壁造とし、漆喰仕上げ等、周囲の伝統的建造物に準ずる仕上げとする。 ・中塗り仕上げもしくは白漆喰仕上げに調和するものとする。	・中塗り仕上げや白漆喰仕上げなど、周囲の伝統的建造物に調和する色彩とする。
建具		・原則木製とする。	・通りに面する建具は原則木製とする。

(3) 助成措置について

保存地区内では、上記の修理基準や修景基準に適合する現状変更行為を行う場合、補助金の交付を受けることができます。

【補助金内容の抜粋】

種類	対象	内容	補助率	補助上限額
修理事業	伝統的建造物 (特定物件)	増築、改築、移転、修繕及び模様替えに要する経費の外観部分 (耐震補強に係る経費含む)	80%	2,000万円
修景事業	伝統的建造物 以外の建造物 (非特定物件)	新築、増築、改築、移転、修繕及び模様替えに要する経費の外観部分	60%	750万円

※補助金の交付手続きには審査等に時間を要します。交付を希望する方はお早めにご相談ください。

1月1日に発生しました能登半島地震で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、1日でも早く安全で平穏な日々が戻られますことをお祈り申し上げます。
今回の地震で被災した建造物には重伝建のものや文化財もあるようです。今後は重伝建制度も活用しながら建造物の耐震補強等も実施し、安全の確保にも努めましょう。

編集・発行・問合せ
須坂市 社会共創部 文化スポーツ課
重伝建推進係 担当: 寺沢、小西
☎026-248-9027

これまでの記事はこちらから

